

# 株式会社グローブ・一般社団法人グローブソーシャル 職員に対する福祉・介護職員処遇改善加算の支給に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人グローブソーシャル（以下法人という。）賃金規程第2条に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度について必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 この福祉・介護職員処遇改善加算に関して支給される賃金の名称を「処遇改善手当」「処遇改善手当2」「ベースアップ手当」とする。

## (支給対象者)

第3条 法人の正社員、または有期、無期契約パートタイマーの別を問わず、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、「処遇改善手当」を支給する。

## (処遇改善特別手当額及び支給区分)

第4条 前第3条に該当する職員に支給する処遇改善特別手当の金額及び支給区分等については、取締役会が定める額とし、賃金規程第2条の基本給に加算して支給するものとする。

## (支給期間)

第5条 処遇改善特別手当の支給期間は、次の通りとする。

支給期間は令和6年10月1日～令和6年度末とする。但し処遇改善加算の制度が途中で中止になった場合はその該当する月より支給は中止とする。また、翌年度も引き続き処遇改善加算の制度が継続される場合は、期間を延長するものとする。

## (在籍の限界)

第6条 この「処遇改善特別手当」は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

## 附則

1. この規定は令和6年10月1日から施行する。